

訪問販売等に関する法律の一部改正

適用範囲の拡大で
消費者トラブルを防止

訪問販売、通信販売、連鎖販売取引(マルチ商法)についての消費者トラブルを防止するため、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。11月16日から施行されます。

訪問販売とは...

訪問販売というのは、一般的には、家庭に直接セールスマンが来て、商品のカタログが現物を見せて説明し、その場で売ったり、購入契約をしたりする販売方法をいいます。

「訪問販売」改正の動きは、主に次のようなトラブルが急増したためです。
駅の構内や商店街の路上で、若い女性などに声をかけ営業所などに誘って、英語教

材など的高額商品を契約させる、「キャッチセールス」の被害が増えたこと。
●白アリ駆除、レジャー会員の権の購入を誘う、役員(サービス)の訪問販売にかかわるトラブルが多くなったこと。

具体的に言いますと、キャッチセールスは、営業所で契約すること、訪販法の規制をくぐっていました。また、サービスも「商品」の売り買いはなく、その点では訪販

11月16日に施行



法の規制対象外となっていました。

また、訪販法に「クーリング・オフ」といって、消費者が契約後7日間のうちなら無条件で解約できる、消費者救済制度があります。ただし、現行法では現金で一括して支払うと、この救済制度は適用されません。

それと、契約書にクーリング・オフ制度が明記されていないケースが多く、せっかくの救済制度を消費者が知らず、これもトラブルの原因となっていました。

主な改正点

適用範囲を拡大

まず、訪問販売の適用の「範囲」を役務(サービス)の面まで広げる一方、キャッチセールスなども対象とすることにしました。

また最近では、金地金など資産づくりのための訪問販売が行われるようになったため、訪販法で定められていた取り扱い商品も、日常用品に限ら

ずこれらが含まれるよう改正されました。

クーリング・オフ

期間を8日間に延長

クーリング・オフ期間を1日延長し8日間に、現金一括払い(ただし一定金額以上の場合)でもクーリング・オフが適用されます。そして契約書や申し込み書などに、クーリング・オフの事項の記載が義務づけられました。

「禁止行為」を強化

訪販法の改正でもう一つ注目されるのは禁止行為の強化で、罰則(懲役一年以下、罰金百万円以下)を科すことです。

通信販売

誇大・虚偽広告を禁止

通信販売での問題は誇大広告や虚偽広告で、消費者が広告につられ商品を買ったことから生じるトラブルです。この誇大・虚偽広告が厳しく禁止されました。

連鎖販売

「委託」や「紹介」も適用に

連鎖販売では訪問販売と同様、役務(サービス)に関する取り引きと、従来は適用を受けなかった委託販売、紹介販売による取り引きも訪販法の適用を受けるなど、規制が強化されました。

ネガティブ・オプション

保管期間を短縮

消費者に一方的に商品を送りつけ、代金を請求する「ネガティブ・オプション」も、消費者が商品を保管すべき期間を3か月から14日に、消費者が引き取りを請求した場合

は1か月を7日と大幅に短縮、この期間が過ぎると消費者は商品を自由に処分できます。



税を知る週間

11日11日~17日

期間中、長門プラザ2階ロビーで、税に関する資料展を開催します。



11月は指名手配被疑者の

捜査強化月間

指名手配犯人の
検挙にご協力を

○指名手配のポスターの写真などに見覚えのある方は、ためらわずに警察に知らせてください。
○犯罪について知っていることがあれば、たとえ小さなことでも警察に知らせてください。

